

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問 42）有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）は、決済に要する有価証券等の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要がありますと考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

（注）例えば、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」といいます。）第 21 条の 2 第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用適用する会社法第 796 条第 3 項に基づく一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用適用する会社法第 796 条第 4 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

（問 43）公開買付者は、①対象者の株式 2 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）1 株を交付し、②対象者の株式 1 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者（又は公開買付者の親会社）は、1 単元の株式数を 100 株とする株式会社ですが、①対象者の株式 200 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）100 株を交付し、②200 株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか（法第 27 条の 2 第 3 項、第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価は交換比率とされておりませんが、「その交換に係る差金として金銭を交付する」ことも認められております（法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項）。

このため、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式や単元未満株式の代わりに金銭を交付することもできるものと考えられます。

ただし、「交換に係る差金として交付する…金銭」を含め、買付け等の価格は「均一の条件」でなければならないとされているため（法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項）、①交付される公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）と②端数株式や単元未満株式の代わりに交付される金銭は、その価格が均一である必要があります。

また、公開買付届出書の「算定の基礎」欄には、①及び②の価格が均一であることの算定根拠を記載し（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（6）e）、①について「有価証券等…の存在を示すに足る書面」、②について「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」をそれぞれ添付する必要があると考えられます（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）。

（問 44）産活法第 21 条の 2 第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが（産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条）、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 5 項関係）。

（答）

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが（法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 2 号）、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

（注）これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」（法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項）として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。